

## 参考資料 2

(12/13合同会議提出資料)



# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の 保護に関する法律について

法務省入国管理局  
厚生労働省職業能力開発局

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### ※ 法務省及び厚生労働省で共管

#### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】

- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】

#### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

#### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立

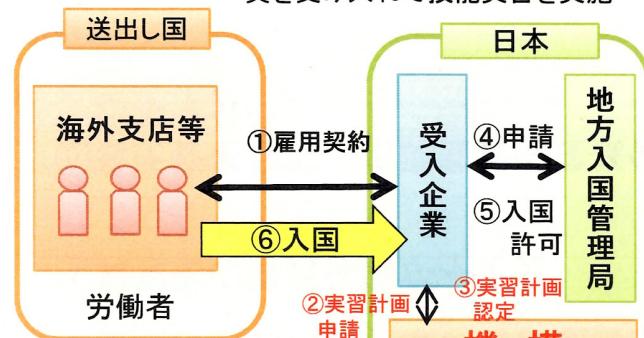
同年11月28日公布

# 技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

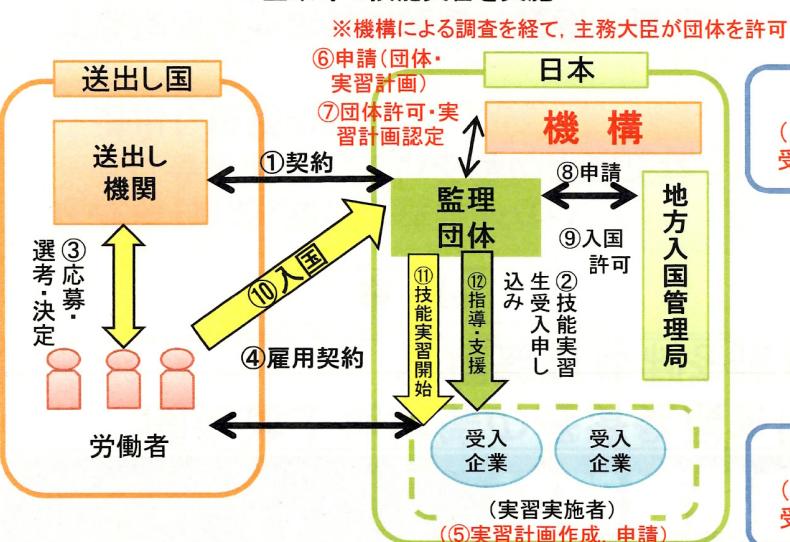
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。  
※平成28年6月末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ

※新制度の内容は赤字

○入国 在留資格:「技能実習1号イ, 口」

### 講習(座学)

実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）

### 実習

実習実施者で実施（雇用関係あり）

※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, 口」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種（現在74職種133作業）

②対象者: 所定の技能評価試験（技能検定基礎2級相当）の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国（原則1か月以上）

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, 口」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者: 所定の技能評価試験（技能検定3級相当）の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

# 技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、  
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

## 現 行

- ① 政府(当局)間の取決めがない  
保証金を徴収している等の不適正な  
送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任  
が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力  
機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制  
が不十分

## 見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。  
実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長  
又は再実習
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数  
枠の拡大
- ③ 対象職種の拡大

3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)

地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置  
職種の随时追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

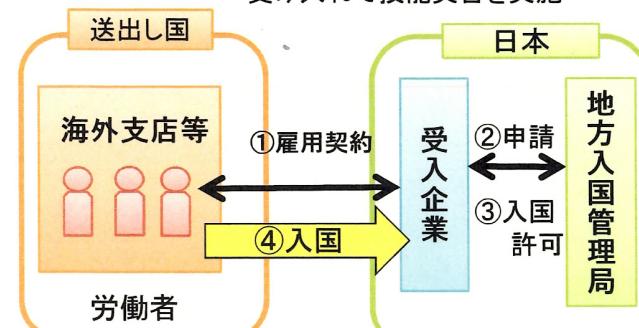
# 資料

# 現行の技能実習制度の仕組み

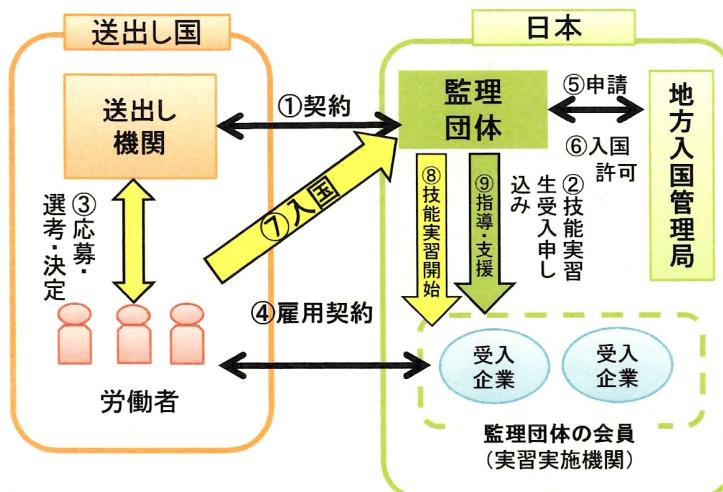
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。  
※平成28年6月末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ



# 技能実習2号移行対象職種 (平成28年4月1日時点 74職種133作業)

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業 *	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	曳網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	養殖業 *
	ホタテガイ・マガキ養殖作業

## 3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッシュン式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
と び	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左 官	左官作業
配 管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表 装	壁装作業
建設機械施工 *	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

## 4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工	節類製造
食品製造業 *	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工	塩蔵品製造
食品製造業 *	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工業 *	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業 *	惣菜加工作業

## 6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鋳 造	鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛 造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄 工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めつき	電気めつき作業
	溶融亜鉛めつき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
機械検査	機械組立仕上げ作業
機械保全	機械検査作業
電子機器組立て	機械保全作業
電気機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

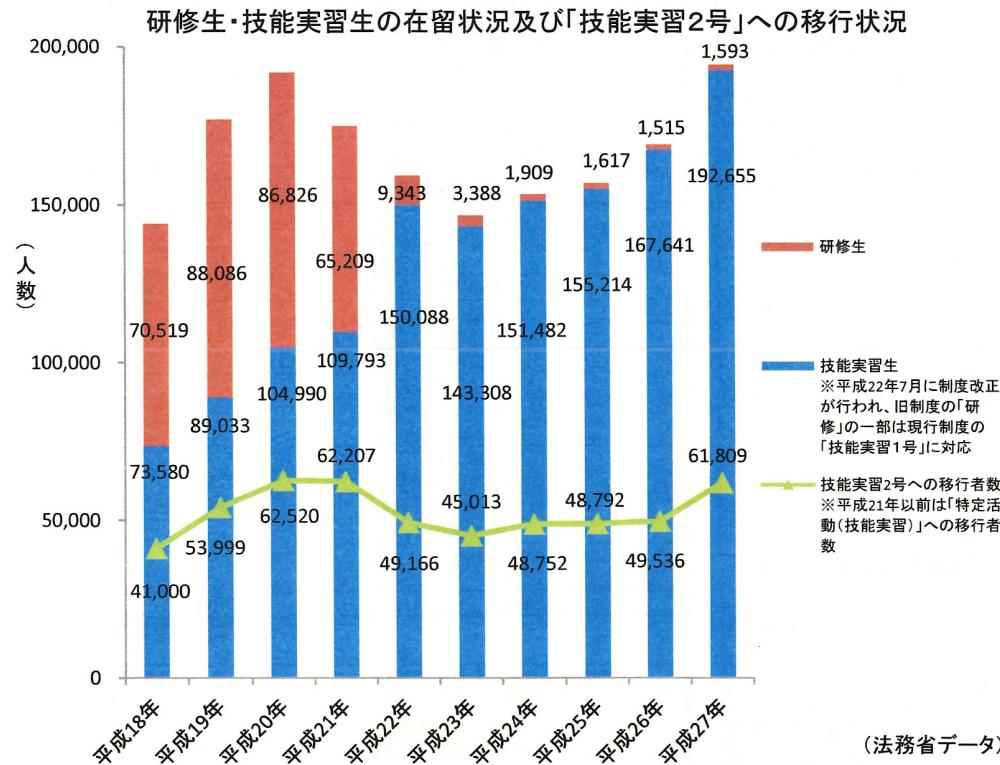
## 7 その他 (12職種24作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印 刷	オフセット印刷作業
製 本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	プロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗 装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶 接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造 *	機械ろくろ成形作業
	圧力鑄込み成形作業
	パッド印刷作業
自動車整備 *	自動車整備作業
	ビルクリーニング作業

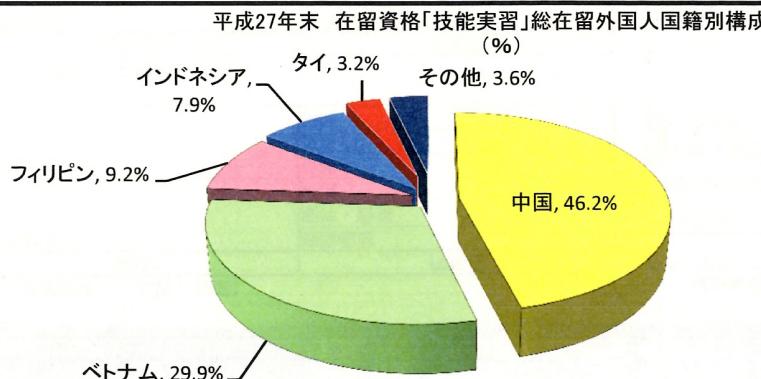
(注) \*の職種：「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」による確認の上、職業能力開発局長が認定した職種

# 技能実習制度の現状

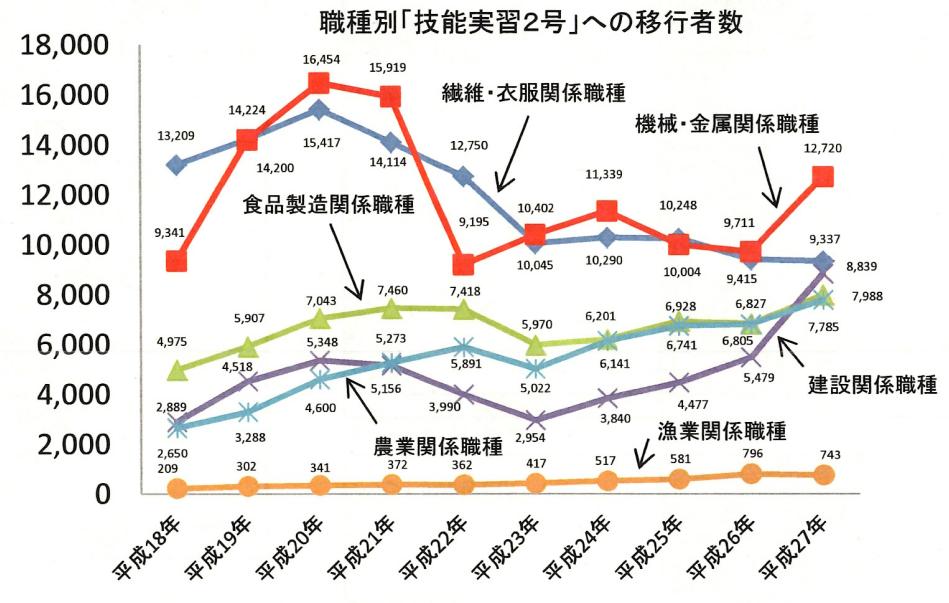
1 平成27年末の技能実習生の数は、192,655人  
※技能実習2号への移行者数は、61,809人



2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン



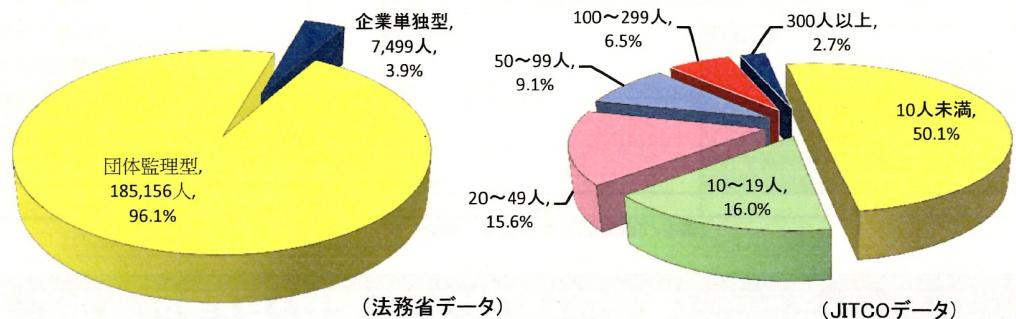
3 全体で74職種あり、受入人数の多い職種は、  
①機械・金属関係 ②繊維・衣服関係 ③建設関係



※ 平成21以前は「特定活動(技能実習)」への移行者数  
※ その他の職種については省略

4 団体監理型の受入れが96.1%  
実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成27年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数 平成27年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



# 技能実習制度の見直しの経緯について

## 背景

- 実習実施機関等による入管法令や労働関係法令違反が発生していることに加え、米国務省等、国内外から技能実習制度について批判がされている。
- 一方、対象職種の拡大、実習期間の延長等の制度の拡充に関する要望が寄せられている。

## 日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）における見直し内容

管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充

### 1 管理監督体制の抜本的強化策のポイント

- ① 賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生を踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立
- ② 送出し国との政府間取り決めの作成
- ③ 監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化
- ④ 新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置
- ⑤ 業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会（仮称）の設置

### 2 拡充策のポイント

#### ① 対象職種の拡大

- (1) 国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、  
随时対象職種に追加
- (2) 介護分野はEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ等との関係整理や日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえて検討
- (3) 全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加を検討

#### ② 実習期間の延長（3年→5年）

- ・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認める

#### ③ 受入れ枠の拡大

- ・ 監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める

法務省及び厚生労働省の合同で有識者懇談会を開催し、広く各界の意見を募り、検討の参考とする。  
(平成27年1月30日に合同有識者懇談会の報告書を取りまとめて公表した。)

# 「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書（平成27年1月30日）のポイント

## 趣旨

- 技能実習制度については、平成26年6月に、法務省第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」及び「日本再興戦略改定2014」により、政府としての制度見直し方針が示された。
- 本懇談会においては、制度の趣旨・目的に沿った技能等の修得・移転が確保され、かつ、技能実習生の人権確保が図られるよう、管理監督体制の強化を前提としつつ、優良な受入れ機関に対しては制度の拡充を認めていくとの当該方針を具体化するため、以下の論点（見直し項目）ごとに検討を行ったもの。

見直し項目	見直し内容のポイント
技能等の修得・移転の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・実習の各段階での技能評価の推進（技能実習2号、3号修了時の技能評価試験の受検義務化、技能実習計画の認定期）</li><li>・実習生の帰国後フォローアップ・技能発揮の推進（送出し国・機関の協力を得て実施。監理団体はフォローアップ結果を活用して技能移転の確保）</li><li>・修得技能等の見える化（グローバル・ジョブ・カード（仮称）の雛形作成）、技能評価システムの海外移転の推進</li></ul>
監理団体及び実習実施機関の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>・監理団体、実習実施機関の適正化・ガバナンス強化（監理団体の許可制、実習実施機関の届出制の導入、外部役員又は外部監査の導入の要件化）</li><li>・新たな法律に基づく制度管理運用機関の創設（受入れ機関への立入調査や報告徴収等、指導監督に関する業務を実施）</li><li>・不適正な監理団体等に対する罰則や名称の公表制度の整備</li><li>・関係機関による取組・連携の強化（国、都道府県等の関係行政機関からなる地域技能実習協議会の設置等）</li></ul>
人権侵害等の防止及び対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・制度管理運用機関における通報・申告窓口の整備（申告を行った実習生に対する不利益な取扱いの禁止、実習生に一時退避先の提供）</li><li>・実習先変更支援の充実、技能実習3号移行の際の実習先の選択可能化</li><li>・実習生の賃金等の待遇の適正化（日本人と同等額の要件を満たしていることにつき実習実施機関に説明責任）、関係法令等に関する啓発活動の推進</li></ul>
送出し機関の適正化	<ul style="list-style-type: none"><li>・送出し国との政府（当局）間取決めの作成（送出し機関の適正化のため、送出し国による送出し機関の認定、調査や指導監督等）</li><li>・送出し国の産業発展等に即した政策ニーズや技能等の移転を必要としている分野・職種の把握</li><li>・監理団体及び実習実施機関による送出し機関・実習生間の契約確認の義務化</li></ul>
実習期間の延長又は再実習	<ul style="list-style-type: none"><li>・優良な監理団体、実習実施機関及び実習生の要件設定（相談体制、技能評価試験の合格率、指導体制等）</li><li>・優良な監理団体及び実習実施機関、優良な実習生の場合、一旦帰国後、延長・再実習の実現</li><li>・日本語能力試験等合格の場合の講習期間（日本語講習部分）の短縮化、地域社会との共生のための取組の推進</li></ul>
受入れ人数枠の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大（現行の2倍程度）</li><li>・常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化（「50人以下は3人まで」⇒「30人以下は3人、31人～40人は4人、41人～50人は5人まで」）</li></ul>
対象職種の拡大等	<ul style="list-style-type: none"><li>・多能工化ニーズへの対応（複数職種の実習）</li><li>・技能評価試験の適正化・柔軟化（地域ごとの産業特性を踏まえた職種追加、企業単独型における社内検定の活用）</li><li>・介護分野の職種追加については、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえて適切に対応</li></ul>